

令和4年度 第四回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和4年8月23日（火）

1 開 会

2 議 題

（1）異議申出審議

（2）その他

3 閉 会

令和4年度 第四回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和4年8月23日 (火)

- No.1 令和4年度 地域別最低賃金改定状況 … P294
- No.2 令和4年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県労働組合総連合 令和4年8月22日受理) … P295
- No.3 令和4年度茨城地方最低賃金の改定決定に対する異議申出書
(いばらきコープ労働組合 令和4年8月22日受理) … P297
- No.4 2022年度茨城県最低賃金の改正決定に対する異議申出
(茨城県医療労働組合連合会 令和4年8月22日受理) … P299
- No.5 令和4年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 令和4年8月22日受理) … P300

資料№ 1

令和4年度 地域別最低賃金改定状況

R4.8.17 現在

結審日	都道府県	ランク	4年の額	3年の額	引上げ額	目安額	目安額±	備考	効力発生予定日	
1	R4.8.5	東京	A	1072円	1041円	31円	31円	0		R4.10.1
2	R4.8.5	神奈川	A	1071円	1040円	31円	31円	0		R4.10.1
3	R4.8.4	大阪	A	1023円	992円	31円	31円	0		R4.10.1
4	R4.8.4	愛知	A	986円	955円	31円	31円	0		R4.10.1
5	R4.8.5	埼玉	A	987円	956円	31円	31円	0		R4.10.1
6	R4.8.5	千葉	A	984円	953円	31円	31円	0		R4.10.1
7	R4.8.10	京都	B	968円	937円	31円	31円	0		R4.10.9
8	R4.8.5	兵庫	B	960円	928円	32円	31円	1		R4.10.1
9	R4.8.9	静岡	B	944円	913円	31円	31円	0		R4.10.5
10	R4.8.5	三重	B	933円	902円	31円	31円	0		R4.10.1
11	R4.8.5	広島	B	930円	899円	31円	31円	0		R4.10.1
12	R4.8.10	滋賀	B	927円	896円	31円	31円	0		R4.10.6
13	R4.8.5	栃木	B	913円	882円	31円	31円	0		R4.10.1
14	R4.8.5	茨城	B	911円	879円	32円	31円	1		R4.10.1
15	R4.8.5	富山	B	908円	877円	31円	31円	0		R4.10.1
16	R4.8.5	長野	B	908円	877円	31円	31円	0		R4.10.1
17		山梨	B	898円	866円	32円	31円	1	専門部会のみ 本審8/23予定	
18	R4.8.8	北海道	C	920円	889円	31円	30円	1		R4.10.2
19	R4.8.5	岐阜	C	910円	880円	30円	30円	0		R4.10.1
20	R4.8.12	福岡	C	900円	870円	30円	30円	0		R4.10.8
21	R4.8.5	奈良	C	896円	866円	30円	30円	0		R4.10.1
22	R4.8.12	群馬	C	895円	865円	30円	30円	0		R4.10.8
23	R4.8.5	岡山	C	892円	862円	30円	30円	0		R4.10.1
24	R4.8.12	石川	C	891円	861円	30円	30円	0		R4.10.8
25	R4.8.8	福井	C	888円	858円	30円	30円	0		R4.10.2
26	R4.8.5	新潟	C	890円	859円	31円	30円	1		R4.10.1
27	R4.8.17	山口	C	888円	857円	31円	30円	1		R4.10.13
28	R4.8.5	和歌山	C	889円	859円	30円	30円	0		R4.10.1
29	R4.8.5	宮城	C	883円	853円	30円	30円	0		R4.10.1
30	R4.8.5	香川	C	878円	848円	30円	30円	0		R4.10.1
31	R4.8.10	徳島	C	855円	824円	31円	30円	1		R4.10.6
32	R4.8.10	福島	D	858円	828円	30円	30円	0		R4.10.6
33	R4.8.9	島根	D	857円	824円	33円	30円	3		R4.10.5
34	R4.8.9	愛媛	D	853円	821円	32円	30円	2		R4.10.5
35	R4.8.10	山形	D	854円	822円	32円	30円	2		R4.10.6
36		岩手	D	0円	821円		30円		本審8/23予定	
37	R4.8.5	秋田	D	853円	822円	31円	30円	1		R4.10.1
38	R4.8.9	青森	D	853円	822円	31円	30円	1		R4.10.5
39	R4.8.10	鳥取	D	854円	821円	33円	30円	3		R4.10.6
40	R4.8.9	大分	D	854円	822円	32円	30円	2		R4.10.5
41	R4.8.8	佐賀	D	853円	821円	32円	30円	2		R4.10.2
42	R4.8.15	高知	D	853円	820円	33円	30円	3		R4.10.9
43	R4.8.5	熊本	D	853円	821円	32円	30円	2		R4.10.1
44	R4.8.10	鹿児島	D	853円	821円	32円	30円	2		R4.10.6
45	R4.8.12	長崎	D	853円	821円	32円	30円	2		R4.10.8
46	R4.8.10	宮崎	D	853円	821円	32円	30円	2		R4.10.6
47	R4.8.10	沖縄	D	853円	820円	33円	30円	3		R4.10.6

2022年8月22日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295
 茨城県労働組合総連合
 議長 白石 勝巳
 Tel 029-219-1031



令和4年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の879円から32円引き上げて911円にすることを答申しました。32円の引き上げはこれまでになく引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、911円という最低賃金額は、茨城労連と多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求に合致するものではなく、ウクライナ侵攻後の物価高にも対応することができません。

中央審議会の目安がA・Bランク31円、C・Dランク30円であったため、大都市圏との地方の地域間格差は全く変わっていません。茨城県の目安+1円の引き上げについて、大井川和彦知事が「近隣の県との格差是正には至らず、十分な引き上げ額とは言えない」とコメントを出していますが、私たちも同じ考えを持たざるをえません。目安の制度を変えらるとともに最低賃金の全国一律制を実現し、地域間格差の是正を実現すべきです。

以上の点から、茨城県労働組合総連合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を32円引き上げ、911円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額（今すぐ1000円以上、1500円をめざす）に引き上げてください。
3. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者に対する税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など具体的支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、公開の場で審議してください。また、本審が全て公開されていない現状は早急に改めてください。

【異議を申し立てる理由】

(1) 911円では、1日8時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」ができない。

茨城労連は、2020年2月から5月に県内の労働者対象に最低生計費試算調査を実施しました。調査では、合計1358名の調査結果を回収し、20代30代一人暮らしの調査結果190名分を集約しました。20代30代一人暮らしのデータを元に、水戸市在住の25歳の青年の最低生計費を試算しました。

調査結果から、水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額252,987円、女性＝月額251,124円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが明らかになりました。これは年額に換算すると約300万円（軽自動車所有ケース）となります。ちなみに、東京都（北区）の調査結果では、男性＝月額249,642円、女性＝月額246,362円（ともに税・社会保険料込み）で、水戸市の方が高くなっています。

試算の月額を、賃金収入で得ようとすると、時給換算で男性＝1,456円、女性＝1,445円（中



最低賃金審議会で用いる労働時間＝月 173.8 時間で除した場合) になりますが、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算 (月 150 労働時間) してみると、男性で 1,687 円、女性で 1,674 円となります。

最低生計費試算調査は 20 数県で実施されていますが、都市部も地方もほぼ同じ結果になっています。つまり、最低賃金は、全国一律で 1,500 円に引き上げなければならないという結論になり、答申の 911 円ではウクライナ侵攻後の現在の物価高に対処することはできません。

日本の最低賃金の問題は、最低賃金の基準が非常に低いということと都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制でないということです。2021 年 12 月に茨城労連が行った県内全市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く会計年度任用職員 (非正規職員) は全職員の 41.8% を占め、最も低い時給の平均が 916 円でした。しかし、24 市町村の時給が 800 円台で、市町村で働く多くの会計年度任用職員は最低賃金ぎりぎり働いています。

また、会計年度任用職員の 80.9% を女性が占めています。非正規労働者の多数を女性が占めるという現状の中で、貯金もできず将来に展望が持てなくなった女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。男女間の賃金格差は正が政治問題になっていますが、最低賃金額の低さが男女間の賃金格差を作り出していて、ジェンダー平等の観点からも最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題になっています。コロナ禍に加えウクライナ侵攻や気候変動などで大変な状況になっていますが、社会の健全な運用と立て直しのためには「今すぐ 1000 円以上、1500 円をめざす」最低賃金の引き上げがまったなしです。

(2) 中小企業支援策の拡充で、最低賃金の引き上げに対応できる条件整備を

最低賃金の引き上げに異議を唱え、中小企業の経営を守るべきだという意見があります。しかし、茨城労連が行った市町村議会の請願では、請願に賛成した市議さんからは「私は中小企業の経営を行ってきたが、社会保険料の事業主負担が大変で給料が上げられなかった。しかし、給料を上げないと優秀な社員が雇えない。中小企業支援を充実させて最低賃金を上げることは賛成」等の意見があがっています。

大井川和彦知事は、7 月 15 日に県内経済 4 団体に「攻めの賃上げによって優秀な人材を確保し、成長の起爆剤にするという考え方への理解と協力をお願いしたい」と最低賃金引き上げ理解を要請しました。

最低賃金を上げて社員の給料をあげることは、中小企業にとっては雇用を確保し労働者の生活を保障させ、経営を安定させる上では欠かせないことです。また、最低賃金が上がらず給料が上がらなければ、個人消費が伸びず、地域経済に大きな悪影響を及ぼします。

最低賃金の引き上げとセットに、中小企業・小規模事業者向けに税金や社会保険料負担の軽減等最低賃金引き上げを可能にする支援の強化、中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公平な取引を許さない政府の施策強化が求められます。また、配偶者控除や社会保険料の基準の見直しを行わないと最低賃金が上がると労働時間を切り下げることになり、基準の見直しを早急に進める必要があります。

最低賃金の議論を経営者の支払い能力だけの問題にするのではなく、健全な中小企業の経営及び地域経済の活性化の問題として位置づけ、茨城地方最低賃金審議会の総意として、国及び関係各機関に対して、具体的な中小企業支援策の創設と拡充を強く求めてください。

(3) 答申は公開の場で再審議を

最低賃金額を実質的に審議する専門部会を非公開にする理由がわかりません。また、本審の一部非公開になっていることに疑問を持っています。コロナ禍や物価高の中で、最低賃金については社会的に関心がますます高まっています。

全労働者の 4 割を超える非正規労働者にとって、賃上げは最低賃金の引き上げに頼るしかありません。非正規労働者の現状を考えれば、最低賃金審議会の専門部会と本審の全てを公開することは当然のことではないでしょうか。茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。

2021年8月19日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

住 所 茨城県小美玉市西郷地1703
団体名 いばらきコープ労働組合
代表者 中央執行委員長 小野瀬 範久



令和4年度茨城地方最低賃金の改定決定に対する異議申出書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆様、茨城地方最低賃金審議員の皆様にご心より敬意を表します。

8月5日、今年度の最低賃金改定額について、32円引き上げると答申が示されましたが、いばらきコープ労働組合として、今回の答申に対し下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 地域間格差を解消するため、最低賃金額の格差是正をお願いします。
2. 全国一律最低賃金制を実現させ、「健康で文化的な最低限度の生活」が出来る金額にしてください。
3. 最低賃金を引き上げるにあたり、中小零細企業支援策の具体化を明確にしてください。

<異議を申し立てる理由>

1. 地域間格差を解消するため、最低賃金額の格差是正をお願いします。

今年度、ABCDのランクに対し目安額がABランクは31円、CDランクは30円と格差を広げる結果となったことは残念でなりません。しかし茨城県の場合、審議委員の皆様のご尽力により目安よりも1円上乗せで32円となったことは今までにない金額であり、隣県の栃木県との格差も1円縮めることが出来ことは高く評価できます。

まだまだ格差が縮まり切っていない状態であるため、最低賃金額の早急な是正を求めます。

2. 全国一律最低賃金制を実現させ、「健康で文化的な最低限度の生活」が出来る金額にしてください。

私たちが求めている「健康で文化的な最低限度の生活」のためにこのままの金額が良いとは思っておりません。物価高騰により時間給労働者やシングルマザーからは生活が逼迫し



ており、「せめて子供たちに栄養のある食事をさせてあげたい。」「物価の高騰で必要な調味料などを我慢しなくてはいけない。」など食費を削っている切実な声が私たちのもとに多く寄せられています。

「健康で文化的な最低限度の生活」をするためにも、まずは時間額1,000円を早期に実現し、1,500円を目指してください。

3. 最低賃金を引き上げるにあたり、中小零細企業支援策の具体化を明確にしてください。

最低賃金を引き上げたため中小零細企業が賃金を支払えないことになるのは、とても危惧されます。私たちは最低賃金額を引き上げるだけでなく、引き上げることにより負担が大きくなる中小零細企業に対する支援策の具体化は最低賃金を引き上げるうえでも両輪であると考えております。

支払が出来ないために未満率を増やすことは、本来あってはならない事であり、共倒れをさせることを望んではいません。中小零細企業であってもきちんと支払いが出来るように国及び関係各機関に対し、具体的な中小企業支援策の構築と周知を早急に強く求めてください。

以上

茨城県地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 様



住 所 水戸市城南3丁目9-20

団体名 茨城県医療労働組合連合会

代表者 執行委員長 後藤 朋子

2022年度茨城県最低賃金の改正決定に対する異議申出

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、8月5日、茨城県地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を32円引き上げ、911円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきました。最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなるのは最低賃金です。ついては、今年度の茨城県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織が全国で「最低生計費試算調査」を行った結果、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 8月5日の答申911円は、中央最低賃金審議会の目安31円に1円上乘せし、32円の引き上げでした。これまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。しかし、最低賃金の地域間格差は解消されていません。同じBランクである栃木県と本県との差は2円、隣接する千葉県とは73円、埼玉県とは76円、通勤圏内である東京との差は161円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議することを求めます。

以上

2022年8月22日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

300-0415 茨城県稲敷郡美浦村美駒 2500-2
 全労連・全国一般労働組合茨城地方本部
 執行委員長 見代 昌巳
 Tel 029-846-4720



令和4年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の879円から32円引き上げて911円にすることを答申しました。32円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、911円という最低賃金額は、茨城労連に結集する多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求に合致するものではなく、ウクライナ侵攻後の物価高にも対応することができません。

中央審議会の目安がA・Bランク31円、C・Dランク30円であったため、大都市圏と地方の地域間格差は全く変わっていません。茨城県の目安+1円の引き上げについて、大井川和彦知事が「近隣の県との格差是正には至らず、十分な引き上げ額とは言えない」とコメントを出していますが、私たちも同じ考えを持たざるをえません。目安の制度を変えるとともに最低賃金の全国一律制を実現し、地域間格差の是正を実現すべきです。

以上の点から、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を32円引き上げ、911円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額（今すぐ1000円以上、1500円をめざす）に引き上げてください。
3. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者に対する税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など具体的支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、公開の場で審議してください。また、本審が全て公開されていない現状は早急に改めてください。

【異議を申し立てる理由】

(1) 911円では、1日8時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」ができない。

茨城労連は、2020年2月から5月の期間に県内の労働者対象に最低生計費試算調査を実施しました。調査では、合計1358名の調査結果を回収し、調査結果から、水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額252,987円、女性＝月額251,124円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが明らかになりました。

日本の最低賃金の制度的問題は、最低賃金の基準が非常に低いということと都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制でないということです。男女間の賃金格差是正が政治問題になっていますが、最低賃金額の低さが男女間の賃金格差を作り出していて、ジェンダー平等の観点からも最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題になっています。コロナ禍に加えウクライナ侵攻や気候変動などで大変な状況になっていますが、社会の健全な運用と立て直しのためには「今すぐ1000円以上、1500円をめざす」最低賃金の引き上げがまったなしです。

(2) 答申は公開の場で再審議を

全労働者の4割を超える非正規労働者にとって、賃上げは最低賃金の引き上げに頼るしかありません。非正規労働者の現状を考えれば、最低賃金審議会の専門部会と本審の全てを公開することは当然のことではないでしょうか。茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。